

産地生産基盤パワーアップ事業  
実施要綱の制定について

〔元生産第1695号〕  
〔令和2年2月28日〕  
〔農林水産事務次官依命通知〕

この度、産地生産基盤パワーアップ事業について、別紙のとおり産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の関係機関への通知については貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いしたい。

以上、命により通知する。

## 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱

制 定 令和2年2月28日付け元生産第1695号  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

### 第1 趣旨

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。

### 第2 事業内容

本事業は、別表1に掲げる事業（以下「新市場獲得対策」という。）及び別表2に掲げる事業（以下「収益性向上対策・生産基盤強化対策」という。）により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合については、別表2に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

### 第3 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

#### 1 新市場獲得対策

##### (1) 拠点事業者

拠点事業者は、海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画（「協働事業計画にかかる承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

##### (2) 連携者

連携者は、拠点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

#### 2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

- (1) 都道府県農業再生協議会  
経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。
- (2) 地域農業再生協議会  
推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会（以下「地域協議会」と総称する。）をいう。
- (3) 都道府県事業実施方針  
都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、生産局長等が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。
- (4) 産地パワーアップ計画  
地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であって、都道府県知事により生産局長等が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。
- (5) 取組主体事業計画  
別表2に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。
- (6) 都道府県事業計画  
都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、生産局長等が別に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。
- (7) 基金管理団体  
生産局長等が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

#### 第4 事業の実施等

##### 1 新市場獲得対策

###### (1) 事業の実施方針

###### ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化

協働事業計画に位置付けられた第3の1の(1)の拠点事業者又は第3の1の(2)の連携者が取り組む(2)のアの事業を事業実施主体ごとに実施するものとする。

###### イ 新市場対応を支える物流体制の革新

事業実施主体が自ら定めた目的と成果目標の達成に向け、(2)のイに定める事業を実施するものとする。

###### (2) 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容における具体的なメニュー、事業実施主体、採択要

件及び補助率は、以下のとおりとする。

このほか、別表1に定める事業は、生産局長等が別に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化  
別表1のⅠの1及びⅡの1に掲げるとおりとする。

イ 新市場対応を支える物流体制の革新  
別表1のⅠの2に掲げるとおりとする。

### (3) 事業の着工等

事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工等を行うことができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### (4) 目標年度及び成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

### (5) 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

### (6) 実施期間

事業実施期間は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

### (7) 上限額

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組のうち別表1のⅠの1推進事業において、協働事業計画に位置づけられた取組に係る事業実施計画の1年度当たりの補助金の上限額は、1計画当たり5千万円とする。

## 2 収益性向上対策・生産基盤強化対策事業

### (1) 事業の実施方針

本事業は、農産物生産の高収益化及び生産基盤の強化に向けた産地の取組方向の明確化を図り、その方向性に即した地域の一体的な取組により、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて(2)に定める事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

#### ア 都道府県事業実施方針

都道府県知事は、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施方針を作成するものとする。

#### イ 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、生産局長等が別に定めるところにより、産地パワーアップ計画を作成するものとする。

### (2) 事業の取組の内容

本事業の具体的なメニュー、メニューの取組主体、採択要件及び補助率は、別

表2に掲げるものとする。

(3) 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。

(4) 事業の着工等

ア 取組主体による本事業の着工等は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着工等を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着工等を行うものとする。この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で着工等を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着工（着手）届の提出があつた場合は、基金事業は基金管理団体、整備事業は地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）にその写しを提出するものとする。

(5) 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、生産局長等が別に定めるところとする。

(6) 事業費の低減

都道府県、地域協議会等及び取組主体は、本事業を実施する場合には、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

(7) 実施期間

ア 産地パワーアップ計画の実施期間は3年以内とする。

イ 取組主体事業計画の実施期間は2年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備に係る分みつ糖の計画については、ア及びイともに5年以内とする。

(8) 上限額

産地パワーアップ計画に位置づけられた取組主体事業計画の1年度当たりの補助金等の上限額は1事業当たり20億円とする。

第5 国の助成措置等

1 新市場獲得対策

国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、生産局長等が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

(1) 基金事業

ア 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第4の2の事業に必要な経費について、生産局長等が別に定めるところにより補助するものとし、基

金管理団体は、これを受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

#### イ 基金の管理等

(ア) 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

(イ) 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

(ウ) 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

(エ) 基金の管理及び第4の2の本事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長等が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

(オ) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

(カ) 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

(キ) 基金管理団体は、生産局長等が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

ウ 基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、生産局長等は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

#### (2) 基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

#### (3) 整備事業

国は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。

### 第6 事業実施の手続

#### (1) 新市場獲得対策

##### ア 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長等に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、生産局長等が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された応募者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。

##### イ 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（生産局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、アに準じて行うものとする。

#### (2) 収益性向上対策・基盤強化対策

事業実施主体、地域協議会長等及び取組主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業の実施に必要な手続を行うものとする。

## 第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、地方農政局長等に報告しなければならない。

## 第8 事業評価の報告

事業実施主体は、新市場獲得対策における事業実施計画及び収益性向上対策・生産基盤強化対策事業における都道府県事業計画に定められた目標年度の翌年度において、本事業の評価を行い、その結果を取りまとめ、生産局長等の定めるところにより、地方農政局長等に報告しなければならない。

## 第9 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

### 1 新市場獲得対策

#### (1) 新市場に対応できる拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化

ア 国は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、地方公共団体及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を超える場合等においては、適正な事業執行が図られるよう、関係する地方公共団体と連携を図るものとする。

イ 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

#### (2) 新市場対応を支える物流体制の革新

国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に關して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

### 2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

(1) 都道府県知事は、地域協議会等及び取組主体による事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、必要に応じて、関係行政機関、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図るなど、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

(2) 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

## 第10 その他

1 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。

2 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下、「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和2年度以降に実施される事業については、なお従前の例による。



別表 1 (新市場獲得対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化</p> <p>(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化</p> <p>(2) 供給調整機能の具備・強化</p> <p>(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化</p> <p>(4) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(5) 効果増進・検証事業</p> <p>(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>(6) 民間事業者</p> <p>(7) 地方農政局長等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)</p> <p>(8) コンソーシアム(生産局長等が別に定める場合に限る。以下同じ。)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 第4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)及び(6)の事業事業費の1/2以内(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が定める額)とする。</p> <p>(5)の事業定額とする。</p>
<p>2 新市場対応を支える物流体制の革新</p> <p>(1) 青果物等の輸送における統一規格パレット等の導入と管理体制構築</p> <p>(2) 花きの輸送における統一規格台車等の導入と管理体制構築</p>	<p>事業実施主体は、生産局長等が別に定める要件を満たす民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、企業組合、事業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等)又は民間団体等からなる協議会とする。</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内(ただし、メニュー欄の(1)におけるパレットのレンタル経費にあつては、1/3以内)とする。</p>

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 農産物被害防止施設</p> <p>(9) 生産技術高度化施設</p> <p>(10) 種子種苗生産関連施設</p>	<p>事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体</p> <p>(6) 民間事業者</p> <p>(7) 特認団体</p> <p>(8) コンソーシアム</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 第4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>(4) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内とする。</p>

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、生産局長等が別に定めるものに限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) のアの事業導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 (2) のイの事業事業費の1/2以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は定額(1/2相当)とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業事業費の1/2以内とする。 (2) の事業事業費の1/2以内(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める額以内)とする。 (4) 及び(5)の事業定額(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。 (6) の事業定額(ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限)とする。

(注1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、IIのメニュー欄の1に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注2) 第2のただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、生産局長等が別に定める事業を実施できるものとする。

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
<p>1 収益性向上対策</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 農産物被害防止施設</p> <p>(9) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(10) 生産技術高度化施設</p> <p>(11) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(12) 有機物処理・利用施設</p>	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 土地改良区</p> <p>(5) 農業者</p> <p>(6) 農業者の組織する団体</p> <p>(7) 民間事業者</p> <p>(8) 食品事業者</p> <p>以下のアからウの場合に限るものとする。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>(9) 中間事業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）</p> <p>国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。</p> <p>(10) 流通業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）</p> <p>青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>(12) コンソーシアム</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。（生産局長等が別に定める場合を除く。）</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1) 農業用ハウスの再整備・改修</p> <p>・ 生産技術高度化施設</p> <p>(2) 生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <p>ア 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>・ 生産技術高度化施設</p>	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 土地改良区</p> <p>(5) 農業者</p> <p>(6) 農業者の組織する団体</p> <p>(7) 民間事業者</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内とする。</p>